

広島市水道局週休２日工事試行要領
(土木工事及び配管工事) (R7.10)

Q & A

令和７年１０月

目次

Q 1	完全週休 2 日とはなにか。	1
Q 2	週単位とはなにか。	1
Q 3	月単位とはなにか。	1
Q 4	月単位の週休 2 日とはなにか。	2
Q 5	通期の週休 2 日とはなにか。	2
Q 6	週休 2 日の対象期間はどの期間なのか。	2
Q 7	現場閉所の実績となるのは土日だけなのか。	2
Q 8	工事着手日とはどの日を指すのか。	3
Q 9	工事完了日とはどの日を指すのか。	3
Q 10	現場閉所は必ず土日とするのか。	3
Q 11	祝日はどのように取り扱うのか。	3
Q 12	工場製作期間と現場作業が並行する場合、どのように取り扱うのか。	3
Q 13	監督員が必要と認める現場管理上必要な現場閉所として扱う作業とはなにか。	4
Q 14	災害や突発の地元要望等で土日に現場作業が発生した場合はどう扱うのか。	4
Q 15	土日に警備員による交通誘導が必要な場合、交通誘導は現場作業となるのか。	4
Q 16	施工箇所点在型工事の現場閉所はどのように判断するのか。	4
Q 17	金曜日から土曜日にかけての夜間工事は、土曜日に作業したことになるのか。	4
Q 18	現場事務所で書類整理等を行うだけであれば、現場閉所扱いとなるか。	4
Q 19	会社等で書類整理等の事務作業を行う場合は現場閉所扱いとなるか。	5
Q 20	現場に出勤後、降雨等により現場作業を行わなかった場合はどうなるか。	5
Q 21	半日休工を 2 回行った場合、1 日分の現場閉所日としてよいか。	5
Q 22	台風や豪雨予想等により現場事務所で待機した場合、どう扱うのか。	5
Q 23	「週休 2 日交替制工事」への変更を希望した場合、どうなるのか。	5
Q 24	対象外となる緊急に発注を要する応急復旧工事とはなにか。	5
Q 25	工期算定時の実作業日数が 7 日未満の対象外工事で、現場条件の変更等により 7 日以上となった場合、週休 2 日に変更するのか。	6
Q 26	実作業日数が 7 日未満の工事が対象外となるのはなぜか。	6
Q 27	当初から「完全週休 2 日」ではなく「月単位の週休 2 日」として実施してもよいのか。	6
Q 28	「通期の週休 2 日」の補正がなくなったが、実施しなければならないのか。	6
Q 29	工事週報は必ず提出しなければならないのか。	6
Q 30	現場閉所の確認はどのように行うのか。	7
Q 31	現場閉所について監督員が現地確認を行う必要があるのか。	7
Q 32	どのような場合に設計変更の対象となるのか。	7
Q 33	複数年度にわたる長期工事の場合、いつ設計変更するのか。	7
Q 34	最終変更時に工事完了していない場合、どのように設計変更するのか。	8
Q 35	市場単価や土木工事標準単価は補正対象となるのか。	8

Q 3 6	仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。	8
Q 3 7	水道局独自単価で補正対象になるものはあるか。	8
Q 3 8	労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。	8
Q 3 9	見積りは補正係数の対象となるのか。	8
Q 4 0	「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象とならないのか。	9
Q 4 1	災害や事故等により行った工事現場内の作業は補正係数の対象となるのか。	9
Q 4 2	達成状況ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。	9
Q 4 3	「週休２日」達成のための工期延長は認められるのか。	9
Q 4 4	工期変更となった場合、対象期間はどうなるのか。	9
Q 4 5	「週休２日」を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうなるのか。	10
Q 4 6	アンケートの提出は必須なのか。	10
Q 4 7	評定の対象とならないものとはなにか。	10
Q 4 8	「週休２日工事实績証明書」は必ず発行するのか。	11
Q 4 9	「週休２日」と「交替制」の違いはなにか。	11

(定義) 第2条関係

Q 1 完全週休2日とはなにか。

A 1 完全週休2日とは、対象期間のすべての週単位において、原則、土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）に現場を閉所して週2日以上の現場閉所を行う取組です。

完全週休2日は、すべての週単位において現場閉所の実績が2日以上の場合に達成されたものとします。

ただし、週単位内に対象外期間がある場合や完了日より週単位の日数が7日未満となる場合は、当該週単位の対象となる期間にある土日の日数以上の現場閉所日が確保されていれば完全週休2日を達成したものとし、対象となる期間内に土日がない場合は、その週単位については現場閉所の実績は求めません。

(例)

次のような週単位の場合、対象期間に土日がないため、閉所日なしで達成とする。

月	11	11	11	11	11	11	11
日	10	11	12	13	14	15	16
曜日	月	火	水	木	金	土	日
適用				対象外	対象外	対象外	対象外
計画	作業	作業	作業	作業	作業	休日	休日
実施	作業	作業	作業	中止	中止	中止	中止

中止：一時中止期間

Q 2 週単位とはなにか。

A 2 週単位とは、工事着手日から起算して工事完了日までの期間を7日ごとに分けた期間のことをいい、対象外期間も含みます。

なお、工事完了日又は対象外期間の影響で対象日数が7日に満たない期間も週単位として扱います。

Q 3 月単位とはなにか。

A 3 月単位とは、暦月によらず、工事着手日から起算して工事完了日までの期間を28日ごとに分けた期間のことをいい、対象外期間も含みます。

なお、工事完了日又は対象外期間により対象日数が28日に満たない期間も月単位として扱います。

Q 4 月単位の週休 2 日とはなにか。

A 4 月単位の週休 2 日とは、完全週休 2 日が達成できなかった場合において、対象期間のすべての月単位で 4 週 8 休（8 日/28 日）以上の現場閉所を行う取組です。

月単位の週休 2 日は、すべての月単位において現場閉所日の実績が 8 日以上の場合に達成されたものとします。

ただし、月単位内に対象外期間がある場合や完了日により月単位の対象日数が 28 日未満となる場合は、当該月単位の対象となる期間にある土日の日数以上の現場閉所日が確保されていれば月単位の週休 2 日を達成したものとし、対象となる期間内に土日がない場合は、その月単位については現場閉所の実績は求めません。

Q 5 通期の週休 2 日とはなにか。

A 5 通期の週休 2 日とは、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合において、対象期間全体で 4 週 8 休以上の現場閉所を行う取組です。

通期の週休 2 日は、対象期間全体の土日の日数以上の現場閉所日が確保されていれば達成したものとします。

Q 6 週休 2 日の対象期間はどの期間なのか。

A 6 工事着手日（準備期間を含まない）から工事完了日（後片付け期間を含まない）までの期間から次の期間を除いた期間です。

従って、工事着手日の前や工事完了日の後に行う、会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、対象期間外となります。

①年末年始休暇 6 日間（12 月 29 日から 1 月 3 日（変更可））

夏期休暇 3 日間（8 月 13 日から 8 月 15 日（変更可））

②工場製作のみを実施している期間

③工事全体を一時中止している期間

④受注者の責によらず、代替現場閉所日の設定が不可能な現場作業を余儀なくされる土日

Q 7 現場閉所の実績となるのは土日だけなのか。

A 7 対象期間内に閉所した日は、すべて現場閉所の実績となります。

例えば、完全週休 2 日において、週単位内の土日より前の平日に降雨等のやむを得ない事情により 1 日現場閉所した場合は、発注者の了承を得て土日のいずれかを作業日とすることができます。

Q 8 工事着手日とはどの日を指すのか。

A 8 週休 2 日工事における工事着手日とは、工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費及び準備費として積上げ計上されているもの）について、工事着手する日のことをいいます。

なお、水道工事共通仕様書の工事着手とは異なるので注意してください。

【水道工事共通仕様書（工事着手）】

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

Q 9 工事完了日とはどの日を指すのか。

A 9 工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費として積上げ計上されているもの。後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。）が完了した日のことをいいます。

Q 10 現場閉所は必ず土日とするのか。

A 10 原則として土日を現場閉所することとしています。

やむを得ず土日に現場作業を行う場合は、「完全週休 2 日」においては、同一の週単位内の別日、「月単位の週休 2 日」においては同一月単位内の別日、「通期の週休 2 日」においては、対象期間内の別日に現場を閉所してください。

週休 2 日の達成条件は（A 1）、（A 4）、（A 5）のとおりです。

Q 11 祝日はどのように取り扱うのか。

A 11 平日と同様に扱います。対象期間内の祝日に現場閉所した場合は、現場閉所の実績となります。

Q 12 工場製作期間と現場作業が並行する場合、どのように取り扱うのか。

A 12 工場製作のみの期間が対象外であり、工場製作期間と現場作業が並行する期間は対象期間となります。

Q 1 3 監督員が必要と認める現場管理上必要な現場閉所として扱う作業とはなにか。

A 1 3 次のような作業等が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・コンクリートの品質を確保する上で必要な養生作業
- ・現場見学会、現場を公開する場合、地元協議対応など
- ・その他、監督員が必要と認めた場合

Q 1 4 災害や突発の地元要望等で土日に現場作業が発生した場合はどう扱うのか。

A 1 4 代替閉所の設定が不可能な現場作業を余儀なくされる土日については、対象期間から除外します。（A 6 ④）ただし、土日施工後の同一週単位内に代替閉所可能な日がある場合は対象外とはなりません。例えば、金曜日に突発の要望があり、やむを得ず土曜日に施工をする場合、週単位が月曜日から始まる工事では代替閉所できる日がありませんので対象外の土曜日となりますが、週単位が火曜日から始まる工事では、月曜を代替閉所日として設定可能なため、原則（断水予定等の事情により代替閉所が困難な場合は対象外とする。）対象外とはなりません。また、実施方法が月単位や通期に移行している場合で代替閉所可能な日があれば対象外とはなりません。

Q 1 5 土日に警備員による交通誘導が必要な場合、交通誘導は現場作業となるのか。

A 1 5 現場管理上必要な作業（A 1 3）に該当するため、現場閉所として扱います。

Q 1 6 施工箇所点在型工事の現場閉所はどのように判断するのか。

A 1 6 契約工事単位で判断します。従って、全ての施工箇所が現場閉所していなければ現場閉所日として認められません。

Q 1 7 金曜日から土曜日にかけての夜間工事は、土曜日に作業したことになるのか。

A 1 7 通常勤務すべき時間帯の開始時間（土木工事標準積算基準書：朝 8 時）までに作業が終了すれば、土曜日の作業とはなりません。

Q 1 8 現場事務所で書類整理等を行うだけであれば、現場閉所扱いとなるか。

A 1 8 現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて実施されていない状況を指すため、現場閉所扱いとはなりません。

Q 1 9 会社等で書類整理等の事務作業を行う場合は現場閉所扱いとなるか。

A 1 9 現場閉所は、契約工事単位で判断するため、会社や他の契約工事現場が稼働していても、対象現場について「1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」となっていれば現場閉所として扱います。

Q 2 0 現場に出勤後、降雨等により現場作業を行わなかった場合はどうなるか。

A 2 0 現場に出勤後、降雨等で現場作業を行わず、すぐに休工とすれば現場閉所として扱います。ただし、現場事務所で事務作業などを行った場合や、現場作業開始後の降雨等で作業中止した場合については、現場閉所として認められません。

Q 2 1 半日休工を 2 回行った場合、1 日分の現場閉所日としてよいか。

A 2 1 1 日を通して現場閉所されている状態でなければ、現場閉所としては認められません。

Q 2 2 台風や豪雨予想等により現場事務所で待機した場合、どう扱うのか。

A 2 2 台風などの自然要因による現場内パトロール及び現場事務所での待機は、現場閉所として取り扱います。

Q 2 3 「週休 2 日交替制工事」への変更を希望した場合、どうなるのか。

A 2 3 「広島市水道局週休 2 日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R7.10）」により実施（以下「交替制」という。）することとなります。

補正対象及び補正率が変わり、工事費は減額となります。

また、休日の管理が現場閉所ではなく、従事者ごとの休日取得日数での管理となります。詳細は、広島市水道局週休 2 日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R7.10）及び同 Q & A を確認してください。

なお、工事着手後の実施方法の変更はできません。

（対象及び対象外工事）第 3 条関係

Q 2 4 対象外となる緊急に発注を要する応急復旧工事とはなにか。

A 2 4 災害、事故等の発生により水道施設の応急復旧を講じないと市民生活に影響を及ぼすと判断される際に発注する特例の随意契約工事のことです。

Q 2 5 工期算定時の実作業日数が7日未満の対象外工事で、現場条件の変更等により7日以上となった場合、週休2日に変更するのか。

A 2 5 工期算定時の実作業日数が7日未満で対象外工事として発注した工事においては、工事着手後に現場条件等の変更により実作業日数が7日以上となっても、週休2日工事への変更は行いません。

Q 2 6 実作業日数が7日未満の工事が対象外となるのはなぜか。

A 2 6 工事の実施方法を「交替制」に変更できることとしており、「交替制」では7日未満の週単位が対象外となるためです。

(実施方法) 第4条関係

Q 2 7 当初から「完全週休2日」ではなく「月単位の週休2日」として実施してもよいのか。

A 2 7 「完全週休2日」として取り組み、やむを得ず達成できなかった場合に「月単位の週休2日」の実施に移行することとなります。

Q 2 8 「通期の週休2日」の補正がなくなったが、実施しなければならないのか。

A 2 8 「完全週休2日」として発注した工事では、「完全」及び「月単位」のどちらも達成できなかった場合においても、働き方改革推進の趣旨から、工事完了まで「通期の週休2日」に取り組むこととしています。

Q 2 9 工事週報は必ず提出しなければならないのか。

A 2 9 工事週報の提出は必須ではありません。工事日報でも問題ありません。

（実施報告）第5条関係

Q30 現場閉所の確認はどのように行うのか。

A30 監督員が、施工中に受注者から提出される「工事週報」又は「工事日報」により、「完全週休2日」の実績を確認し、達成の可否により「月単位の週休2日」への移行について確認します。

また、工事完了時には実績が記入された「休日等取得計画・実績表（R7.10）」及び「工事週報」又は「工事日報」により、「週休2日」の達成状況について確認します。

Q31 現場閉所について監督員が現地確認を行う必要があるのか。

A31 「休日等取得計画・実績表（R7.10）」、「工事週報」又は「工事日報」などにより確認を行うため、現地確認の必要はありません。

なお、虚偽記載等が判明した場合には指名停止措置をとることがあります。

（経費等の補正）第6条関係

Q32 どのような場合に設計変更の対象となるのか。

A32 「完全週休2日」が達成できず「月単位の週休2日」を達成した場合には、「月単位の週休2日」に応じた補正係数に減じて設計変更を行ない、「月単位の週休2日」も達成できなかった場合には、週休2日補正無しとして設計変更を行います。

また、実施方法を「交替制」へ変更した場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事・配管工事）（R7.10）」に応じた設計変更を行います。詳細は、広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R7.10）及び同Q&Aを確認してください。

Q33 複数年度にわたる長期工事の場合、いつ設計変更するのか。

A33 現場閉所の達成状況により設計変更するため、「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」を達成していないことが判明している場合は、判明した年度の変更契約を行う時点において、設計変更を行います。

最終変更前まで「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」の達成を継続している場合は、最終的な達成状況により設計変更について判断します。

なお、実施方法を「交替制」へ変更した場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事・配管工事）（R7.10）」に応じた設計変更を行います。詳細は、広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R7.10）及び同Q&Aを確認してください。

Q 3 4 最終変更時に工事完了していない場合、どのように設計変更するのか。

A 3 4 最終変更時点の実績が反映された「休日等取得計画・実績表（R7.10）」をもとに受注者と発注者で協議の上、工事完了日までの見込みにより変更について判断します。

Q 3 5 市場単価や土木工事標準単価は補正対象となるのか。

A 3 5 補正対象となります。

Q 3 6 仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。

A 3 6 仮設材の賃料は、補正対象となりません。

Q 3 7 水道局独自単価で補正対象になるものはあるか。

A 3 7 水道用資材等価格調査業務により決定している不断水T字管（耐震型）の設置費、不断水挿入管路断水器の設置費、視覚障害者誘導標示（溶融式）（シート式）（貼付式）の設置費を市場単価に準じて補正対象としています。

Q 3 8 労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。

A 3 8 基準額に週休2日以外の補正係数及び週休2日の補正係数を乗じ端数処理（10円未満切捨て）します。

（例）条件：・普通作業員

・夜時間制約（夜1）

・完全週休2日達成

補正後の労務費

= 労務単価（基準額）×時間的制約補正×夜間補正×完全週休2日補正

= 18,300円×1.14×1.5×1.02

= 31,918.86円 ⇒ 31,910円（端数処理）

Q 3 9 見積りは補正係数の対象となるのか。

A 3 9 見積りも補正対象とします。

Q 4 0 「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象とならないのか。

A 4 0 「設計業務委託等技術者単価」は直接人件費のため、労務費の補正対象とはなりません。（例：家屋調査費（事前調査費）、鉄筋探查等）

Q 4 1 災害や事故等により行った工事現場内の作業は補正係数の対象となるのか。

A 4 1 災害や事故等により行った工事現場内の作業については、当該工事において設計変更により計上する場合は補正の対象となります。

Q 4 2 達成状況ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。

A 4 2 次のとおり選択してください。

達成実績	積算システム週休 2 日補正
完全週休 2 日	補正あり 完全週休 2 日（土日）
月単位	補正あり 月単位（4 週 8 休）
通期の週休 2 日	補正なし

（工期設定）第 7 条関係

Q 4 3 「週休 2 日」達成のための工期延長は認められるのか。

A 4 3 「週休 2 日」を見込んだ工期設定となっているため、「週休 2 日」達成のための工期延長は認められません。

また、「交替制」への実施方法の変更に伴う工期変更は行いません。

Q 4 4 工期変更となった場合、対象期間はどうなるのか。

A 4 4 工期変更した場合は、実態に応じて対象期間を変更してください。

（工事成績評定）第 8 条関係

Q 4 5 「週休 2 日」を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうなるのか。

A 4 5 「週休 2 日工事」として発注した工事において、いずれかの「週休 2 日」を達成できた場合、工事検査成績評定書において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」の項目で評価します。

【監督員用】

（考查項目別運用表 別紙－1② 2. 施工状況 II. 工程管理）

☒ 施工計画書に基づき週休 2 日を達成した。

上記事項で評価する。

【工事担当課長用】

（考查項目別運用表 別紙－2① 2. 施工状況 II. 工程管理）

☒ 週休 2 日を達成した。

上記事項で評価し、「完全週休 2 日」を達成した場合は原則 a 評価、「月単位の週休 2 日」又は「通期の週休 2 日」を達成した場合は原則 b 評価とするが、他の項目と総合的に判断して他の評価とすることを妨げるものではない。

なお、週休 2 日工事における週休 2 日補正と評価については次表のとおりです。

達成結果	補正係数	工事担当課長の評価
完全週休 2 日	完全週休 2 日の係数	原則 a 評価
月単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日の係数	原則 b 評価
通期の週休 2 日	補正なし	
未達成	補正なし	週休 2 日の評価なし

（アンケート調査等）第 9 条関係

Q 4 6 アンケートの提出は必須なのか。

A 4 6 発注者が依頼した場合のみとなります。

（施工実績）第 11 条関係

Q 4 7 評定の対象とならないものとはなにか。

A 4 7 「週休 2 日工事」として発注した工事のうち工事評定を行わない工事（工事完成時の請負代金額が 400 万円未満の工事及び管理者が評定について必要でないと認めた工事）のことです。

なお、「週休 2 日工事」として発注していない工事は「週休 2 日工事」の実績とはなりません。

Q 4 8 「週休 2 日工事实績証明書」は必ず発行するのか。

A 4 8 評定を行わない工事において、検査合格後に受注者が希望する場合のみ発行します。

その他

Q 4 9 「週休 2 日」と「交替制」の違いはなにか。

A 4 9 「週休 2 日」が「現場」を対象としているのに対して「交替制」は「人」を対象としており、「対象期間」や「休日」の考え方及び管理方法が違います。主な違いは以下のとおりです。

項目	週休 2 日	交替制
実施方法	完全週休 2 日 (未達成で月単位に移行) (月単位未達成で通期に移行)	完全週休 2 日交替制 (未達成で月単位に移行) (月単位未達成で通期に移行)
達成判定	原則、土日に現場閉所し、対象期間の現場閉所日実績で判定	対象者ごとの対象期間における休日取得率を平均した休日率で判定
労務費補正	○	○
共通仮設費率補正	○	×
現場管理費率補正	○	○
市場単価補正	○	○
土木工事標準単価	○	○
水道用資材等価格調査業務による工事費の補正	○	○
適用要領の変更	交替制に変更可	変更不可

○：補正あり、×：補正なし